

滋賀県食の安全・安心推進条例および滋賀県食品衛生基準条例の一部を  
改正する条例案要綱

1 改正の理由

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の一部改正に伴い、公衆衛生上必要な措置の基準、自主回収に係る届出義務等が食品衛生法に規定されたことから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県食の安全・安心推進条例（平成 21 年滋賀県条例第 90 号）および滋賀県食品衛生基準条例（平成 12 年滋賀県条例第 54 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 高度な衛生管理が行われる工程の認証制度の規定を削除することとします。（第 1 条による改正前の第 13 条から第 16 条まで関係）
- (2) 自主回収に係る報告義務の規定を削除することとします。（第 2 条による改正前の第 14 条関係）
- (3) 公衆衛生上の措置の基準の規定を削除することとします。（第 3 条による改正前の第 3 条関係）
- (4) その他
  - ア この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行することとします。ただし、(2) ならびにイおよびウの一部は、令和 3 年 6 月 1 日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。
  - エ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県食の安全・安心推進条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 推進計画等（第8条—第10条）</p> <p>第3章 食品の安全性の確保（第11条—第24条）</p> <p>第4章 食への安心感の醸成（<u>第25条—第28条</u>）</p> <p>第5章 滋賀県食の安全・安心審議会（<u>第29条・第30条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第31条・第32条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第33条—第35条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第1条から第11条まで 省略</p> <p><u>（食品等事業者の取組）</u></p> <p><u>第12条 食品等の製造、加工または調理を行う食品等事業者は、自主的な衛生管理が食の安全・安心の確保を図る上で特に重要であることにかんがみ、その具体的な方法、基準等を定めて、これを適切に実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 食品等事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、食品等の供給に係る活動（採取を除く。）に関する記録の作成および保存に努めなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 推進計画等（第8条—第10条）</p> <p>第3章 食品の安全性の確保（第11条—<u>第19条</u>）</p> <p>第4章 食への安心感の醸成（<u>第20条—第23条</u>）</p> <p>第5章 滋賀県食の安全・安心審議会（<u>第24条・第25条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第26条・第27条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第28条—第30条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第1条から第11条まで 省略</p> <p>（削除）</p>

3 県は、食品等事業者が行う前2項の取組を支援するために必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

(高度な衛生管理が行われる工程の認証)

第13条 知事は、県内において食品等の製造、加工その他規則で定める行為（以下「製造等」という。）を行う工程であって、その衛生管理（食品等の表示に関する管理を含む。以下同じ。）の方法が危害の発生の要因についての科学的な分析に基づくものその他の高度な衛生管理の基準として規則で定める基準（以下「認証基準」という。）に適合するものを、規則で定めるところにより、高度な衛生管理が行われる工程として認証することができる。

(削除)

2 前項の規定による認証（以下この条から第16条までにおいて「認証」という。）を受けようとする食品等事業者は、規則で定めるところにより、知事に認証の申請をしなければならない。

3 認証は、3年を下らない規則で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）ごとにその更新を受けなければ、有効期間の経過によって、その効力を失う。

4 前項の更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認証は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、認証の更新がされたときは、その認証の有効期間は、従前の認証の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第2項の規定は、第3項の更新について準用する。

6 食品等事業者は、規則で定めるところにより、認証を受けた工程（以

下「認証工程」という。) および認証工程において製造等がされた食品等について、その旨の表示をすることができる。

(変更の承認)

第14条 認証工程において食品等の製造等を行う食品等事業者(以下「認証工程事業者」という。)は、認証工程について規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。ただし、食品等の安全性を確保するため緊急を要する場合その他やむを得ない理由によりあらかじめ承認を受けるいとまがない場合は、事後において、遅滞なく、当該変更について知事の承認を受けなければならない。

(削除)

(廃止等の届出)

第15条 認証工程事業者は、認証工程を廃止したときは、規則で定めるところにより、直ちに、知事に届け出なければならない。

(削除)

2 認証工程事業者は、認証を辞退しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る認証は、その効力を失う。

(認証の取消し)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

(削除)

(1) 詐欺その他不正の手段により認証工程事業者が認証を受けたとき。

(2) 認証工程に係る衛生管理の方法が認証基準に適合しなくなったとき。

(3) 認証工程事業者が、認証工程の衛生管理に関し、食品衛生法その他の法令の規定で規則で定めるものまたは同法その他の法令の規定による禁止で規則で定めるものに違反したことを理由として行政処分を受けたとき。

(4) 認証工程事業者が、第31条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

(輸入業の届出)

#### 第17条 省略

(健康被害情報等の報告)

第18条 生産者および食品等事業者（主としてこれらの者により構成される団体を含む。以下この条、次条および第21条において同じ。）は、流通食品等（現に流通し、または流通した食品等をいう。以下同じ。）または調理をした食品（他の者に提供したものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、直ちに当該流通食品等または調理をした食品の種類、当該事実の内容その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければなら

(輸入業の届出)

#### 第12条 省略

(健康被害情報等の報告)

第13条 生産者および食品等事業者（主としてこれらの者により構成される団体を含む。以下この条、次条および第16条において同じ。）は、流通食品等（現に流通し、または流通した食品等（食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品を除く。）をいう。以下同じ。）または調理をした食品（同項に規定する指定成分等含有食品を除く。）（他の者に提供したものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、直ちに当該流通食品等または調理をした食品の種類、当該事実の内容その他の人の

ない。

(1)および(2) 省略

2 省略

(自主回収)

第19条 省略

(勧告および公表)

第20条 知事は、第18条第1項もしくは第2項または前条第1項後段もしくは第3項の規定による報告を受けた場合において、当該報告を行った者の対応が人の健康に係る被害の発生または拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った者に対し、当該報告に係る流通食品等の自主回収の実施、回収方法等の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 省略

(体制整備命令)

第21条 知事は、生産者または食品等事業者が、第18条第1項の規定に違反して報告を怠り、または虚偽の報告をしたときは、当該生産者または食品等事業者に対し、人の健康への悪影響に関する情報を適切に収集し、管理し、および提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

2 省略

(準用)

健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(1)および(2) 省略

2 省略

(自主回収)

第14条 省略

(勧告および公表)

第15条 知事は、第13条第1項もしくは第2項または前条第1項後段もしくは第3項の規定による報告を受けた場合において、当該報告を行った者の対応が人の健康に係る被害の発生または拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った者に対し、当該報告に係る流通食品等の自主回収の実施、回収方法等の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 省略

(体制整備命令)

第16条 知事は、生産者または食品等事業者が、第13条第1項の規定に違反して報告を怠り、または虚偽の報告をしたときは、当該生産者または食品等事業者に対し、人の健康への悪影響に関する情報を適切に収集し、管理し、および提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

2 省略

(準用)

第22条 第18条から前条までの規定は、現に流通し、または流通した食品衛生法第62条第1項に規定するおもちゃについて準用する。

第23条から第30条まで 省略

(報告徴収および立入検査)

第31条 知事は、第13条から第16条までの規定の施行に必要な限度において、食品等事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、またはその職員に、事務所、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、第17条の規定の施行に必要な限度において、食品等輸入事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、またはその職員に、事務所、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項および第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第32条 省略

(罰則)

第33条 第21条第1項(第22条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第17条 第13条から前条までの規定は、現に流通し、または流通した食品衛生法第62条第1項に規定するおもちゃについて準用する。

第18条から第25条まで 省略

(報告徴収および立入検査)

第26条

(削除)

知事は、第12条の規定の施行に必要な限度において、食品等輸入事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、またはその職員に、事務所、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第27条 省略

(罰則)

第28条 第16条第1項(第17条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第34条 省略

(過料)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 詐欺その他不正の手段により第13条第1項の規定による認証を

受けた者

(2) 第17条第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者

(3) 第31条第1項もしくは第2項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、またはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

以下 省略

(両罰規定)

第29条 省略

(過料)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(削除)

(1) 第12条第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者

(2) 第26条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、またはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

以下 省略



滋賀県食の安全・安心推進条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 推進計画等（第8条—第10条）</p> <p>第3章 食品の安全性の確保（第11条—第19条）</p> <p>第4章 食への安心感の醸成（<u>第20条—第23条</u>）</p> <p>第5章 滋賀県食の安全・安心審議会（<u>第24条・第25条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第26条・第27条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第28条—第30条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第1条から第12条まで 省略 （健康被害情報等の報告）</p> <p>第13条 生産者および食品等事業者（主としてこれらの者により構成される団体を含む。以下この条、<u>次条</u>および<u>第16条</u>において同じ。）は、流通食品等（現に流通し、または流通した食品等（食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品を除く。）をいう。以下同じ。）または調理をした食品（同項に規定する指定成分等含有食品を除く。）（他の者に提供したものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、直ちに当該流</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 推進計画等（第8条—第10条）</p> <p>第3章 食品の安全性の確保（第11条—<u>第18条</u>）</p> <p>第4章 食への安心感の醸成（<u>第19条—第22条</u>）</p> <p>第5章 滋賀県食の安全・安心審議会（<u>第23条・第24条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第25条・第26条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第27条—第29条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第1条から第12条まで 省略 （健康被害情報等の報告）</p> <p>第13条 生産者および食品等事業者（主としてこれらの者により構成される団体を含む。以下この条および<u>第15条</u>において同じ。）は、流通食品等（現に流通し、または流通した食品等（食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品を除く。）をいう。以下同じ。）または調理をした食品（同項に規定する指定成分等含有食品を除く。）（他の者に提供したものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、直ちに当該流</p>

通食品等または調理をした食品の種類、当該事実の内容その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(1)および(2) 省略

## 2 省略

### (自主回収)

第14条 食品等の生産または製造、加工、輸入もしくは販売等をする生産者および食品等事業者（規則で定める者を除く。）は、自らが生産または製造、加工、輸入もしくは販売等をした流通食品等について、当該流通食品等に起因して人の健康に係る被害が生じ、または生じるおそれがあると考えるときは、他の生産者または食品等事業者が当該流通食品等を回収することを既に知っている場合を除き、当該流通食品等を回収するよう努めなければならない。この場合において、当該回収に着手したときは、速やかに、その旨を公表するよう努めるとともに、当該回収に係る流通食品等の種類、回収に着手した年月日その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

2 前項に規定する生産者および食品等事業者は、同項の規定による回収を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ、回収の方法、回収に関する情報の公表の方法その他の必要な事項を定めるよう努めなければならない。

3 生産者および食品等事業者は、第1項の規定により回収を行う場合を除き、流通食品等の自主回収（法令または条例に基づく命令を受け

通食品等または調理をした食品の種類、当該事実の内容その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(1)および(2) 省略

## 2 省略

(削除)

て行う回収以外の回収をいう。以下同じ。)で規則で定めるものに着  
手したときは、速やかに、同項後段の規則で定める事項を知事に報告  
しなければならない。

4 第1項後段または前項の規定による報告を行った者は、当該報告に  
係る回収を終了したときは、速やかに、その旨を知事に報告しなけれ  
ばならない。

(勸告および公表)

第15条 知事は、第13条第1項もしくは第2項または前条第1項後段も  
しくは第3項の規定による報告を受けた場合において、当該報告を行  
った者の対応が人の健康に係る被害の発生または拡大を防止する上で  
適切でないとするときは、当該報告を行った者に対し、当該報告に  
係る流通食品等の自主回収の実施、回収方法等の変更その他の必要な  
措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 省略

(体制整備命令)

第16条 省略

(準用)

第17条 第13条から前条までの規定は、現に流通し、または流通した食  
品衛生法第62条第1項に規定するおもちゃについて準用する。

第18条から第27条まで 省略

(罰則)

(勸告および公表)

第14条 知事は、前条第1項または第2項の規定による報告を受けた場  
合において、当該報告を行った者の対応が人の健康に係る被害の発生  
または拡大を防止する上で適切でないとするときは、当該報告を行  
った者に対し、当該報告に係る流通食品等の自主回収(法令または条  
例に基づく命令を受けて行う回収以外の回収をいう。)の実施、回収  
方法等の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することがで  
きる。

2 省略

(体制整備命令)

第15条 省略

(準用)

第16条 第13条から前条までの規定は、現に流通し、または流通した食  
品衛生法第68条第1項に規定するおもちゃについて準用する。

第17条から第26条まで 省略

(罰則)

第28条 第16条第1項（第17条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第29条 省略

（過料）

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 省略

(2) 第26条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、またはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

以下 省略

第27条 第15条第1項（第16条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第28条 省略

（過料）

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 省略

(2) 第25条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、またはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

以下 省略

滋賀県食品衛生基準条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>第50条第2項（法第62条第1項において準用する場合を含む。第3条第1項において同じ。）</u> および<u>第51条ならびに食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）</u> 第8条第1項の規定に基づき、<u>営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する必要な基準等</u>について定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「自動車営業」とは、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）をいう。以下同じ。）に施設を設けて行う営業であって、<u>別表第3第2の1の項から3の項までに掲げる業種</u>であるものをいう。</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「特定簡易営業」とは、出店の都度、組立式の店舗その他の簡易な施設を設けて行う営業であって、<u>別表第5第2の1の項および2の項に掲げる業種</u>であるものをいう。</p> <p>4 省略</p> <p><u>(公衆衛生上の措置の基準)</u></p> <p>第3条 <u>法第50条第2項に規定する基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>2 営業の形態その他特別の事情により前項の基準によりがたい施設であつて、知事が公衆衛生上支障がないと認めたものについては、当該基準の一部または全部を適用しない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>第51条および食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）</u> 第8条第1項の規定に基づき、<u>営業施設についての業種別の基準等</u>について定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「自動車営業」とは、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）をいう。以下同じ。）に施設を設けて行う営業であって、<u>別表第2第2の1の項から3の項までに掲げる業種</u>であるものをいう。</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「特定簡易営業」とは、出店の都度、組立式の店舗その他の簡易な施設を設けて行う営業であって、<u>別表第4第2の1の項および2の項に掲げる業種</u>であるものをいう。</p> <p>4 省略</p> <p>(削除)</p>

3 第1項の基準の細目は、規則で定める。

(営業施設の基準)

第4条 法第51条に規定する基準は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる営業以外の営業 別表第2に定める基準
- (2) 自動車営業 別表第3に定める基準
- (3) 自動販売機営業 別表第4に定める基準
- (4) 特定簡易営業 別表第5に定める基準

2および3 省略

(食品衛生検査施設の基準)

第5条 省略

付則 省略

別表第1 (第3条関係)

第1 食品および添加物(以下「食品等」という。)を取り扱う営業に係る基準

1 一般事項

- (1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- (2) 営業施設、設備および器具について、これらの構造および材質ならびに取り扱う食品等の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄、消毒および殺菌の方法を定めること、ならびにそれらを記載した手順書の作成に努めること。
- (3) 営業施設、設備、人的体制等に応じた食品等の取扱いを行い、適切

(営業施設の基準)

第3条 法第51条に規定する基準は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる営業以外の営業 別表第1に定める基準
- (2) 自動車営業 別表第2に定める基準
- (3) 自動販売機営業 別表第3に定める基準
- (4) 特定簡易営業 別表第4に定める基準

2および3 省略

(食品衛生検査施設の基準)

第4条 省略

付則 省略

(削除)

な受注管理を行うこと。

## 2 営業施設等の衛生管理

- (1) 営業施設およびその周辺は、定期的に清掃し、常に整理整頓に努め、衛生上支障がないよう清潔に保つこと。
- (2) 作業場（食品等を製造し、加工し、調理し、または貯蔵する場所をいう。以下同じ。）には、不必要な物品を置き、および動物を入れないこと。
- (3) 作業場の天井、内壁および床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 作業場の採光、照明、換気および通風は、十分に行うこと。
- (5) 作業場の窓および出入口は、開放しないこと。ただし、ほこりおよびねずみ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講じた場合は、この限りでない。
- (6) 営業施設およびその周囲の排水溝は、排水がよく行われるよう清掃および補修を行うこと。
- (7) 便所は、定期的に清掃および消毒を行い、常に清潔に保つこと。

## 3 設備、器具等の衛生管理

- (1) 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。
- (2) 手洗設備は、消毒剤を常に使用することができるようにしておく等手指の洗浄が適切にできる状態にしておくこと。
- (3) 器具は、それぞれの使用区分に従って使用すること。
- (4) 器具および分解した器具の部品は、洗浄および消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。
- (5) 器具は、故障または破損がある場合は、速やかに修理し、常に適正に使用することができるよう整備しておくこと。

(6) 器具および分解した器具の部品の洗浄または消毒に洗浄剤または消毒剤を使用する場合は、適正な洗浄剤または消毒剤を適正な濃度および方法で使用する。

(7) 食品等を入れる器具および容器包装として、食品等を汚染および損傷から保護することができるものを使用すること、ならびに当該器具および容器包装が再使用が可能なものである場合は、洗浄および消毒が容易なものを使用すること。

(8) 温度計、圧力計その他の計器および滅菌、殺菌、除菌または浄水に用いる装置は、定期的に点検すること、ならびにその結果の記録に努めること。

(9) ふきん、包丁、まな板、保護防具等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させ保管すること、およびこれらのうち食品等に直接触れるものについては、汚染の都度消毒を十分に行うこと。

(10) 洗浄剤、殺虫剤、消毒剤等は、必要に応じて容器に内容物の名称を表示する等その取扱いに十分注意し、食品等への混入を防止すること。

(11) 清掃用具は、必要に応じて洗浄し、乾燥させ、衛生上支障がない専用の場所に保管すること。

#### 4 ねずみ族、昆虫等への対策

(1) 営業施設およびその周囲についてねずみ族、昆虫等の繁殖場所を排除し、窓、ドア、吸排気口等の網戸、排水溝のふた等を設置する等、ねずみ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

(2) ねずみ族、昆虫等の生息状況を定期的に調査し、その発生を認めた場合は、直ちに駆除作業を実施すること、およびそれらの結果の記録



を1年間保存すること。

(3) 駆除作業に殺そ剤または殺虫剤を使用する場合は、食品等、器具および容器包装を汚染しないようその取扱いに十分注意し、適正な殺そ剤または殺虫剤を適正な方法で使用すること。

(4) 原材料、製品および容器包装を保管する場合は、ねずみ族、昆虫等による汚染を防止する措置を講ずること。

#### 5 廃棄物および排水の取扱い

(1) 廃棄物の保管および処理の方法を定めること、ならびにそれらを定めた手順書の作成に努めること。

(2) 廃棄物の容器は、それ以外の容器と明確に区別することができるようにし、汚液および汚臭の漏れないよう常に清潔に保つこと。

(3) 廃棄物は、衛生上支障がない場所に適切に保管すること。

(4) 廃棄物および排水は、適正に処理すること。

#### 6 食品等の取扱い

(1) 原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度、包装状態、表示等について点検すること、ならびにそれらの結果および当該原材料の購入先の記録に努めること。

(2) 原材料は、当該原材料に適した状態および方法で衛生的に保存し、必要に応じて前処理を行った後、製造、加工および調理（以下「製造等」という。）に供すること。

(3) 食品等は、相互汚染が生じない方法で保存すること。

(4) 添加物は、正確に計量し、適正に使用すること。

(5) 食品等は、製造、加工、調理、貯蔵、運搬および販売の各過程において、温度および時間の管理に十分注意するほか、当該食品等の特性

に応じて衛生的に取り扱うこと、ならびにそれらの各過程における取扱いの記録に努めること。

(6) 必要に応じて、製品の特性、製造および加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。

(7) 原材料、製品および容器包装は、ロット（一の期間内に一連の工程により均質性を有するように作られた物の一群をいう。以下同じ。）ごとに管理し、適切な順序で使用すること、およびそれらの結果の記録に努めること。

(8) 食品等の製造等に当たっては、次に掲げる事項を行うこと。

ア 食品等への異物の混入を防止する措置を講じ、必要に応じて異物の混入の有無について検査すること。

イ 原材料として使用していない特定原材料（食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準に規定する特定原材料をいう。）の製造の工程における混入を防止する措置を講ずること。

ウ 生食用食品を調理する場合は、専用の包丁およびゴム製または合成樹脂製の専用のまな板を使用し、衛生的に取り扱うこと。

エ 冷凍された原材料を解凍する場合は、専用の場所または容器で行うこと。

オ 食肉処理を行う場合は、異物の混入の有無について確認し、その混入を認めるときは、当該異物が認められた部分および汚染の可能性のある部分を廃棄すること。

(9) 原材料および製品について、法第11条第1項の規定に基づく規格および基準等への適合性の検査を年1回以上行うこと、ならびにその結

果の記録に努めること。

- (10) 飲食店営業のうち仕出し屋、弁当屋および給食（以下「仕出し屋等」という。）ならびに旅館の営業にあつては、提供数に応じて検査のための原材料および製品を48時間以上保存すること。
- (11) 製品の出荷および販売に当たっては、包装状態等について点検すること、ならびにそれらの結果ならびに当該製品の出荷先および出荷量の記録に努めること。
- (12) 仕出し屋等であつて製品を出荷する場合は、摂取する予定の時間を考慮し、適切な時間に出荷すること。
- (13) 製品について、健康被害を防止するために必要な情報を消費者に対し提供するよう努めること。

#### 7 使用する水等の管理

- (1) 営業施設で使用する水は、飲用に適する水であること。ただし、飲用に適する水への混入を防止する措置を講じた上で、食品等の衛生に影響を及ぼさない用途に使用する水は、この限りでない。
- (2) 食品等の製造等に水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合は、年1回以上水質検査を行い、当該水質検査の成績書を1年間（製造等を行う食品等の賞味期限が1年を超える期間である場合は、当該期間）保存すること。
- (3) 水質検査の結果、飲用に適さない水であることが判明したときは、直ちに使用を中止し、知事に報告してその指示に従うこと。
- (4) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- (5) 食品等の製造等に水道水以外の水を使用する場合で殺菌装置また

は浄水装置を設置したときは、これらの装置を定期的に点検すること、およびその結果の記録に努めること。

## 第2 法第51条に規定する営業に係る基準

### 1 管理運営要領

- (1) 営業施設を衛生的に管理し、および運営するための基本となる事項（以下「管理運営要領」という。）を定め、その内容について食品等の製造等に従事する者（以下「食品製造従事者」という。）その他の関係者に周知すること。
- (2) 必要に応じて管理運営要領の内容を見直すよう努めること。

### 2 食品衛生責任者の設置

- (1) 営業施設には、食品等の製造等を衛生的に管理させるため、食品衛生責任者を置くこと。ただし、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者が置かれている施設および同項ただし書の規定により管理されている施設については、この限りでない。
- (2) 食品衛生責任者は、食品製造従事者であつて、次のいずれかに該当するものであること。
- ア. 法第48条第6項各号に規定する者
- イ 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者または船舶料理士
- ウ 知事が指定する食品衛生責任者の養成のための講習またはこれと同等以上と認められる講習を修了した者
- (3) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生の防止のため、営業施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、必要な注意をすること、および営業者に対し必要な意見を述べるよう努めるこ

と。

(4) 営業者は、前号の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

と。

(5) 食品衛生責任者は、食品衛生に関し、知事が行う講習または知事が  
適当と認める講習を定期的に受講し、新しい知見の習得に努めること。

### 3 食品製造従事者等の衛生管理

(1) 食品衛生上必要な健康状態を把握するために、定期的に食品製造従  
事者に健康診断を受けさせるよう努めること。

(2) 知事から検便を受けるべき旨の指示があったときは、食品製造従事  
者に検便を受けさせること。

(3) 食品製造従事者は、下痢、腹痛、吐き気その他食品を介した感染の  
原因となる症状を呈しているときは、直ちに営業者、食品衛生管理者  
または食品衛生責任者（以下「営業者等」という。）に報告すること。

(4) 前号の報告を受けた営業者等は、当該報告を行った食品製造従事者  
を食品等の製造等に従事させないようにし、および当該食品製造従事  
者に医師の診断を受けさせること。

(5) 食品製造従事者に対し、食品等の衛生的な取扱いの方法その他の食  
品衛生上必要な知識に関する教育を行うこと。

(6) 食品製造従事者は、作業場内では、衛生的な作業着および帽子を着  
用し、ならびに作業場専用の衛生的な履物を用いること。

(7) 食品製造従事者は、常に手指を清潔に保つこと。

(8) 食品製造従事者は、作業場外の所定の場所以外の場所において、着  
替え、喫煙、食事その他の食品衛生上支障が生じるおそれがある行為  
をしないこと。

(9) 食品製造従事者以外の者が作業場に立ち入る場合は、作業場外の所定の場所で作業場専用の衛生的な衣服に着替えさせ、前3号に掲げる事項を遵守させること。

第3 食品等を運搬する営業に係る基準

- 1 食品等を運搬する車両、コンテナ等は、定期的に清掃し、衛生上支障がないよう清潔に保つこと。
- 2 食品等と食品等を汚染するおそれがある物品等を混載する場合は、当該物品等からの汚染を防止する措置を講ずること。
- 3 運搬中の食品等は、直射日光から遮断し、衛生上支障がない温度および湿度に保ち、ならびにほこり、排気ガス等による汚染を防止すること。
- 4 食品等の運搬に要する時間が必要以上に長時間に及ばないようにすること。

別表第2 (第4条関係)

第1および第2 省略

別表第3 (第4条関係)

第1および第2 省略

別表第4 (第4条関係)

1～4 省略

別表第5 (第4条関係)

第1および第2 省略

別表第1 (第3条関係)

第1および第2 省略

別表第2 (第3条関係)

第1および第2 省略

別表第3 (第3条関係)

1～4 省略

別表第4 (第3条関係)

第1および第2 省略

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧		新	
本則および付則 省略 別表（第2条関係）		本則および付則 省略 別表（第2条関係）	
(1)から(75)まで 省略		(1)から(75)まで 省略	
<p>(76) 滋賀県食の安全・安心推進条例（平成21年滋賀県大津市条例第90号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 条例第17条第1項の規定による輸入業の届出の受理</p> <p>イ 条例第17条第2項の規定による輸入業の廃止および変更の届出の受理</p> <p>ウ 条例第18条第1項および第2項（条例第22条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による健康被害情報等の報告の受理</p> <p>エ 条例第19条第1項後段および第3項（条例第22条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による自主回収の着手の報告の受理</p> <p>オ 条例第19条第4項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による自主回収の終了の報告の受理</p>		<p>(76) 滋賀県食の安全・安心推進条例（平成21年滋賀県大津市条例第90号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 条例第12条第1項の規定による輸入業の届出の受理</p> <p>イ 条例第12条第2項の規定による輸入業の廃止および変更の届出の受理</p> <p>ウ 条例第13条第1項および第2項（条例第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による健康被害情報等の報告の受理</p> <p>エ 条例第14条第1項後段および第3項（条例第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による自主回収の着手の報告の受理</p> <p>オ 条例第14条第4項（条例第17条において準用する場合を含む。）の規定による自主回収の終了の報告の受理</p>	

<p>カ 条例第20条第1項(条例第22条において準用する場合を含む。)の規定による必要な措置の勧告</p> <p>キ 条例第20条第2項(条例第22条において準用する場合を含む。)の規定による公表</p> <p>ク 条例第21条第1項(条例第22条において準用する場合を含む。)の規定による体制の整備の命令</p> <p>ケ 条例第21条第2項(条例第22条において準用する場合を含む。)の規定による公表</p> <p>コ 条例第31条第2項の規定による報告の徴収ならびに立入検査および質問</p> <p>サ アからコまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>カ 条例第15条第1項(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による必要な措置の勧告</p> <p>キ 条例第15条第2項(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による公表</p> <p>ク 条例第16条第1項(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による体制の整備の命令</p> <p>ケ 条例第16条第2項(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による公表</p> <p>コ 条例第26条第1項の規定による報告の徴収ならびに立入検査および質問</p> <p>サ アからコまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>
---	---



滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略 別表（第2条関係）</p>	<p>本則および付則 省略 別表（第2条関係）</p>
<p>(1)から(75)まで 省略</p> <p>(76) 滋賀県食の安全・安心推進条例（平成21年滋賀県大津市 条例第90号。以下この項において「条例」という。） および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、 次に掲げる事務</p> <p>ア 省略 イ 省略 ウ 条例第13条第1項および第2項（条例第17条にお いてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定 による健康被害情報等の報告の受理 エ 条例第14条第1項後段および第3項（条例第17 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。） の規定による自主回収の着手の報告の受理</p>	<p>(1)から(75)まで 省略</p> <p>(76) 滋賀県食の安全・安心推進条例（平成21年滋賀県大津市 条例第90号。以下この項において「条例」という。） <u>滋賀県食の安全・安心推進条例および滋賀県食品衛生 基準条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例 第 号）付則第3項の規定によりなお従前の例による こととされる同条例第2条の規定による改正前の条 例（以下この項において「旧条例」という。）</u>および 条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲 げる事務</p> <p>ア 省略 イ 省略 ウ 条例第13条第1項および第2項（条例第16条にお いてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定 による健康被害情報等の報告の受理 （削除）</p>

オ 条例第14条第4項(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による自主回収の終了の報告の受理

カ 条例第15条第1項(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による必要な措置の勧告

キ 条例第15条第2項(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による公表

ク 条例第16条第1項(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による体制の整備の命令

ケ 条例第16条第2項(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による公表

コ 条例第26条第1項の規定による報告の徴収ならびに立入検査および質問

サ アからコまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(削除)

エ 条例第14条第1項(条例第16条において準用する場合を含む。)の規定による必要な措置の勧告

オ 条例第14条第2項(条例第16条において準用する場合を含む。)の規定による公表

カ 条例第15条第1項(条例第16条において準用する場合を含む。)の規定による体制の整備の命令

キ 条例第15条第2項(条例第16条において準用する場合を含む。)の規定による公表

ク 条例第25条第1項の規定による報告の徴収ならびに立入検査および質問

ケ 旧条例第14条第4項(旧条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による自主回収の終了の報告の受理

コ アからケまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの